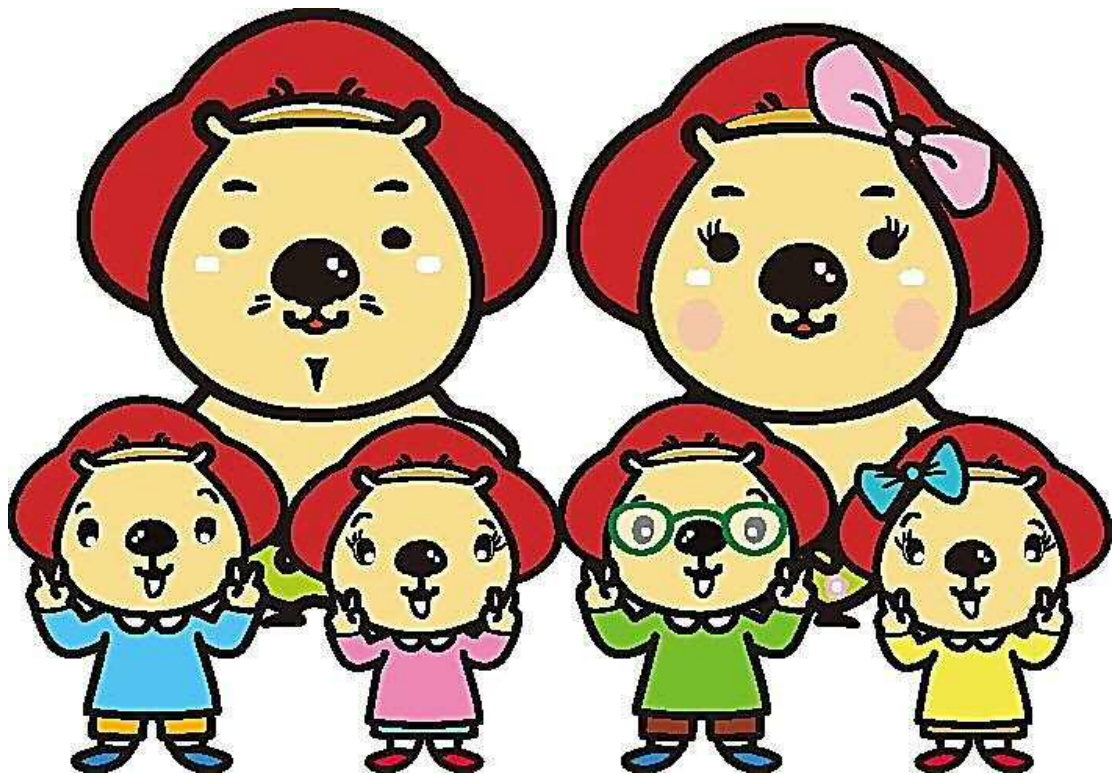


# 池田市行財政改革 推進プランⅢ

令和2(2020)年度 中間報告



令和3年3月  
池田市



# 目 次

---

---

I	池田市行財政改革推進プランⅢの概要	1
	1 策定の趣旨	1
	2 改革期間	1
	3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）	1
	4 改革の目標	1

---

---

II	令和2年度中間報告	2
	1 目標に係る各種数値の推移	2
	2 中期目標に係る数値の推移	4
	3 令和2年度9月末時点における取組状況	5

---

---

	【資料】用語解説	25
--	----------	----



## I 池田市行財政改革推進プランⅢの概要

### 1 策定の趣旨

本市では、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の構築を念頭に、「池田市行財政改革指針」、「池田市行財政改革推進プラン」及び「池田市行財政改革推進プランⅡ」を策定し、量と質の両面からのアプローチにより行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後の社会情勢及び財政状況を考慮すると、より効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革を推進する必要があることから、令和4年度までを改革期間とする「池田市行財政改革推進プランⅢ」（以下「プランⅢ」といいます。）を平成31年3月に策定しました。このプランⅢに基づき、これまで以上に厳格な進行管理のもと着実に行財政改革の取組を遂行し、安定的な市政運営を可能とする行財政基盤の確立に取り組みます。

### 2 改革期間

令和元（2019）年度～令和4（2022）年度

### 3 改革の推進事項（4つの施策と12項目）

#### （1）開かれた市政の推進

- ①市民参画の推進
- ②広報機能の充実
- ③広聴機能の充実
- ④情報公開などの充実

#### （2）健全な行財政運営の推進

- ①行政の効率性と財政の健全化の確保
- ②歳入※の確保
- ③活力ある組織づくりと適正な人事管理

#### （3）広域行政の推進

- ①他市町との連携の強化
- ②国や府との協力関係の強化と役割分担

#### （4）情報通信技術の活用

- ①情報システムの機能強化
- ②行政情報の活用の高度化
- ③情報セキュリティ対策の高度化

### 4 改革の目標

#### （1）改革期間における目標（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）

- ①財政調整基金※残高 令和4年度末20億円以上
- ②経常収支比率※ 90%台
- ③実働職員数※（一般会計※） 600人程度
- ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革※」の推進（職場環境の整備）

#### （2）中期目標（平成27（2015）年度～令和4（2022）年度）

安定的な財政構造の確立（臨時財源補てん※をせず形式収支※黒字化）

## Ⅱ 令和2年度中間報告

令和2年度中間報告は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までを対象期間として、期間中の行財政改革の取組や成果について報告するものです。

### 1 目標に係る各種数値の推移

(令和2年12月時点で未確定の数値については「－」を記載しています。)

#### (1) 財政調整基金※残高(各年度末)の推移 (単位：百万円)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	5,348	5,250	－	－	－

#### (2) 経常収支比率※の推移 (単位：%)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	94.7	93.4	－	－	－
(参考)	全国 市町村平均	93.0	－	－	－
	大阪府内 市町村平均	96.9	－	－	－

#### <参考> 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	－	－	4.7	－
早期健全化基準	12.33	17.33	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示しています。

令和2年度においては、社会保障関係経費や人件費等の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う市税収入の大幅な減少が見込まれることから、財政調整基金※残高については大幅な減少が見込まれ、経常収支比率※についても悪化することが見込まれます。

(3) 一般会計※実働職員数※（各年4月1日）の推移 (単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計職員数	604	604	597	—	—
実働職員数※	588	585	578	—	—
療養休暇取得 職員数	1	1	1	—	—
産前産後・育児 休暇取得職員数	11	14	13	—	—
退職者数	4	4	5	—	—

<参考>類似団体※との普通会計※職員数（各年4月1日）の比較

(単位：人)

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
池田市	普通会計※ 職員数	603	603	596	—	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	58.23	58.17	57.57	—	—
類似団体	普通会計※ 職員数	734	732	—	—	—
	人口1万人 当たり 普通会計※ 職員数	59.84	60.00	—	—	—

普通会計※職員数は地方公共団体定員管理調査結果によります。

一般会計※職員数との差1人は、後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員により生じたものです。

(4)「働き方改革」※の推進（職場環境の整備）

① 勤務時間の弾力運用の取得状況

（単位：人）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度 (～9月)	令和3年度	令和4年度
勤務時間の弾力運用	62	71	40	—	—

勤務時間の弾力運用取得人数に関して、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策によるイベント・会議等の中止に伴い、取得者は減少見込みとなっています。

② 新型コロナウイルス感染症に伴う特別休暇取得状況

（単位：件）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1日休	6	239	212	48	38	26	0
時間休	0	31	51	14	0	0	0

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、令和2年3月にサービスの取扱いについて通知を行っています。緊急事態宣言発令期間の4～5月は学校等の臨時休校等があり、取得数が多くなっています。

2 中期目標に係る数値の推移

形式収支※の推移

（単位：百万円）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 績	238	507	—	—	—
臨時財源補てん※ 額を除いた場合	△166	34	—	—	—

<参考>臨時財源補てん※額

（単位：百万円）

区 分	平成30年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地売却	4	273	—	—	—
基金取崩し	400	200	—	—	—
計	404	473	—	—	—

土地売却は、財源補てん分のみを記載しています。

基金取崩しは、財政調整基金※に係るもののみを記載しています。



### 3 令和2年度9月末時点における取組状況

注1 重点欄の☆印は、プランⅢの改革期間における重点取組項目であることを表す。

注2 新規欄の★印は、プランⅢの改革期間における新規取組項目であることを表す。

注3 令和2年度の実施目標欄に“一”印の記載がある取組は、プランⅢの改革期間において掲げた目標について、達成の後も尚継続している取組又は内容に見直しがあった取組を表す。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
1 開かれた市政の推進								
(1) 市民参画の推進								
① 協働する事業の提案など、市民や団体などの提案を受け入れる仕組みを充実させる。								
			☆		市広報誌など各種刊行物の企画・編集業務への市民参画の推進と委託の検討【広報シティプロモーション課】	委託業者の作業配分と誌面構成を見直す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から市民記者への取材依頼を控えている。別の方法を検討したが、取材という特性上実施が困難。	今後感染状況を注視し、可能な時期に実施を検討する。
			☆	★	産官学民の連携による地域課題の解決【SDGs政策企画課】	①市内在住・在勤・在学の方を対象に、大阪大学と連携し、「池田市の未来」の子育て・教育」をテーマとした池田市未来を語るサロンを開催する。 ②新任副主幹を対象に、大阪大学と連携し、研修の一環としてワークショップを開催する。	①池田市未来を語るサロンの開催に向け、大阪大学と企画、調整を行った。 ②大阪大学と企画・調整を行い、9月に研修のガイダンスを行った。	①11月開催に向け準備を進める。 ②ワークショップの企画調整及び開催を行う。
					外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】	<ボランティアクラス（対面）> 木曜日の10時から11時30分まで <ボランティアクラス（オンライン）> 火曜日・木曜日・土曜日の10時から11時40分まで、10時50分から11時30分まで <教室型クラス> 土曜日の10時から11時30分まで  学習支援ボランティアは養成講座を終了した方を対象とする。保育ボランティアは5名程度在籍。	<ボランティアクラス（対面）> 開催回数：4回 参加者数（延べ）：ボランティア；9名、学習者：9名 <ボランティアクラス（オンライン）> 開催回数：32回 参加者（延べ）：ボランティア；138名、学習者；220名 <教室型クラス> 開催回数：6回 参加者数（延べ）：67名	新型コロナウイルスの影響により、4月から6月までは事業を中止した。7月からオンラインを利用して再開し、9月からは定員を減らして対面による教室も再開した。新型コロナウイルスの影響により保育は中止した。
				★	外国にルーツをもつ子ども向けの学習支援をボランティアの協力により実施【人権・文化国際課】	土曜日の10時から11時40分（第2土曜日は除く）に実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から8月までは事業を中止した。9月から定員を減らして再開し、利用者は累計8名。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
				★	外国人市民を主体にした多文化共生イベントの実施【人権・文化国際課】	年2回程度実施する。	外国人市民を主体に多くの市民（200人程度）を集めることを目的としたイベントであり、密が避けられないため実績なし。	事業の性質上、オンラインでの実施は難しいことから、小規模で別の事業を検討する。
				★	東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進【生涯学習推進課】	令和3年度に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて機運の醸成を図るため、令和3年1月にパラスポーツフェスタ、スポーツフェスタを開催する。また、令和3年4月実施予定の聖火リレーに向けて、関係機関との調整や市民ボランティアの募集を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた事業が実施できていない。緊急事態宣言中にスポーツイベント参加者の募集をかけることが困難となり1月へ先延ばしした。スポーツイベントは体験型のため道具が必要となりオンラインでの開催は困難。	今後の取組においても感染症対策が課題である。感染対策等の課題はあるが、スポーツイベントについては、来年度開催予定。
② 各種審議会、委員会、懇談会などのメンバーとして市の政策形成の過程に市民の参画を求める。								
					防災講座開催による、市民の防災意識向上と防災活動に係る参画の推進【危機管理課】	防災講座を年に3回開催する。（例年は11月、12月、1月）	新型コロナウイルス感染症対策の観点から令和2年度は実施しない。	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の状況に応じてオンラインでの開催等も検討する。
					各種審議会のメンバーの公募【各部署】	適宜、委員の公募を実施する。	公共施設等適正管理委員会の委員の公募、選定を行い任命した。	令和3年2月に男女共同参画審議会委員を公募する。
(2) 広報機能の充実								
① 広報誌や各種刊行物の内容を一層充実させ、情報発信する。								
					「広報いけだ」の内容の充実【広報シティブロモーション課】	月1回の安定的な発行及び市民にとって見やすく手に取りやすいデザインになるよう創意工夫していく。	毎月発行している。表紙のデザイン、誌面内の書体の変更を行った。	
					「グラフィけだ※」の内容の充実【広報シティブロモーション課】	隔年発行のため令和2年度は発行予定なし。	実績なし。	令和3年発行に向けて施設情報などの確認を行う。
					「暮らしの便利帳※」の官民協働による改定【広報シティブロモーション課】	制作費用をかけず、10月発行に向けて調整、校正を行う。	9月25日に51,400部を発行した。制作費用をかけず、人件費のみで市民サービスに寄与した。	
					「池田市統計書」の概要版の作成【総務課】	令和元年度版統計書の内容を基に、令和2年度収集する統計データで概要版を作成し、より多くの方へ向けて池田市の情報を発信する。	概要版作成に必要な資料の収集を行った。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
				★	行政防災無線の整備による広報機能の充実【危機管理課】	避難情報・気象情報だけでなく、夕方の定時メロディや防犯情報にも活用する。	6月に一斉鳴動訓練を実施した。その他気象警報、訓練情報及び新型コロナウイルス感染症対策の広報等にも活用したり、平日毎17時にメロディ放送したりするなど、市民の生活に関する情報発信に活用できている。また、音声合成機能を追加し、必要なメッセージを即時に作成し、放送できるようにした。	
② インターネットなど多様化するメディアを活用した広報活動を推進する。								
				☆	SNS※の更なる活用による広報活動の推進【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	市内外に積極的な情報発信を行うよう、庁内向けに方針を周知した。また、新型コロナウイルス関連の情報を都度LINE、Facebook、Twitterで発信した。	
					ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信【広報シティプロモーション課】	令和3年2月にホームページリニューアルできるよう、ホームページデザインやアイコンの精査、業者、庁内の調整を行う。	ホームページリニューアルに向けて各種調整を行っている。	
				☆	Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信【空港・観光課】	池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	13件の投稿を行い、フォロワー数は令和元年度末から19人増加し5,734人。新型コロナウイルス感染症感染拡大による自粛期間もあり、観光に関する前向きな情報が発信できなかった。	新型コロナウイルスの影響を注視し、世間のニーズに合わせた情報を発信する。
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討する。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信し、令和元年度の同時期に比べ、ウェブサイトのアクセス数が+95%と大幅に上昇しており、効果的な情報発信ができています。	
					「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	9月末までの登録者数は累計1,098人。令和2年度中に80人の新規登録者数があり、一定の増加が得られている。	
				★	消防Facebookページによる情報発信【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を41件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。	
				☆	「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信【教育政策課】	Facebookフォロワー数70人をめざす。	例年実施しているふくまる教志塾※の説明会等がコロナ禍で行えなかったため、積極的にメール等で学生への周知、塾生への呼びかけを実施した結果、Facebookフォロワー数は令和元年度から19人増加し45人となった。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
③ 地域に出向く出前講座を積極的に活用し、地域の実情に即した広報活動を展開する。								
					「まちづくり出前講座※」の充実【広報シティプロモーション課】	出前講座メニューの見直しを行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出前講座の申込は減少した。9月末時点では出前講座を2件実施した。	
④ マスメディアを活用し、市のPRを積極的に行う。								
					報道機関への記事提供【広報シティプロモーション課】	市政情報やイベント情報を豊中記者クラブへ発信する。	69件の情報提供を実施した。	新型コロナウイルス関連の記事提供が増加した一方で、イベントの減少により関連記事の提供が減少している。
					観光大使※によるPRの実施【空港・観光課】	観光大使※に、精力的に池田市をPRしてもらうよう促す。	新型コロナウイルス感染症の影響でイベントや明るい話題がなく、PRが難しい状況だった。観光大使※によるイベント出演は無く、それぞれSNS※などで池田市の情報を発信してもらっている。	観光大使※によって取組に差がある。
⑤ 子どもや若者、高齢者といった各年齢層や、外国人、障がい者（児）など市民ニーズに合わせた情報発信を行う。								
					「声の広報※」の作成・充実【広報シティプロモーション課】	音声版広報いけだを声の図書館へ委託し、配布する。また、市のホームページでも掲載する。	毎月1回「声の広報※」を発行し、視覚障がい者に対する広報活動の充実を図った。	
					転入外国人向けに「多言語版生活ガイド※」の発行【人権・文化国際課】	「多言語版生活ガイド※」の発行に替え、「池田くらしの便利帳※」の翻訳を行う。	翻訳原稿を作成している。	令和2年度内に発行する。
					外国人市民向けに「池田くらしの情報※」を発行【人権・文化国際課】	隔月で6回発行する。	英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の計5言語へ翻訳しており、4-5月分、6-7月分、8-9月分を発行した。	令和2年度内に6回発行する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
(3) 広聴機能の充実								
① 市民と市長の直接対話の場の充実に努める。								
					市民と市長の直接対話の場の充実【各部署】	市民と市長が直接対話できる機会を適宜設ける。	市長と気軽に会話できる「市長との対話」を8月に実施した。テーマを設けないことで、広く市民の意見を聴取できた。また「市長と若者の対話」の実施に向け、令和2年度新成人に該当する者を対象に、自薦他薦により市内小学校区から少なくとも1名を以上選出し、12名を選出した。	10月に「市長と若者の対話」を実施する。
② 市政相談による意見・要望などを迅速・的確に処理する体制を充実させる。								
					経験豊かな再任用職員※を活用した市政相談の実施【市政相談課】	相談件数の多寡ではなく、一つ一つの問い合わせに対し、誠実かつ適切な質の高い対応を行う。	要望41件、苦情15件、意見問合せ728件、照会・問合せ441件に対応した。相談者に同じ内容説明をさせることのないよう、各課へ繋ぐときは適切に対応している。相談においては助言を行い方向性を見出すことができた。	
③ 一般市民相談のほか法律相談などの専門相談を通じた広聴活動の充実を図る。								
					法律相談など市民ニーズに応じた専門相談の実施【市政相談課】	多種多様化する市民の相談を聴き、適切なアドバイスを行う。	法律相談156件、司法書士相談48件、行政書士相談6件、土地家屋調査士相談7件、宅地建物取引士相談8件、税理士による相談18件の専門相談に対応した。法律相談以外の専門相談は市費負担なしで開催している。	
(4) 情報公開などの充実								
① 開示請求による受動的な情報公開にとどまらず、公表できるあらゆる行政情報の能動的な公開を推進する。								
					行政情報コーナーの充実【市政相談課】	行政情報コーナーが行政文書にかかる情報公開の場として機能するよう、池田市情報公開条例に基づく情報公開目録に整備（3か月毎の更新）や展示資料の整理に努める。	情報公開目録は3か月毎に更新した。9月末の情報公開件数40件。個人情報公開件数4件、審査請求件数1件に対応し、市政に関する市民の知る権利を保障した。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
					審議会などの会議の公開の推進【市政相談課】	情報公開の精神に則り、審議会等の会議の開催及び公開状況を調査・公表する。	審議会等は、会議及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、市サイト等情報提供に努めた。池田市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき令和元年度の審議会等の開催状況一覧表を作成し、9月末に公表した。	
② パブリックコメントなどの実施により、市民の意見を幅広く聴くことに努める。								
					パブリックコメント手続※制度の推進による市民参画の場の確保【各部署】	池田市パブリックコメント手続※要綱に基づき、手続きの対象となる計画等の案の趣旨、内容等を広く公表するなど、適切なパブリックコメントの実施に努める。	パブリックコメントの実施の必要性やスケジュール等に関する各部署からの相談に対し、助言を行った。	
					市民意識調査の実施【各部署】	適宜、市民意識調査を実施する。	第7次総合計画策定を行う上で、これまでのまちづくり事業やこれからのまちづくりの方向性などについて市民の率直な意見を把握するため、18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し市民意識調査を実施した。回収率は60.6%。	令和3年2月頃にホームページで結果公表できるよう、回答の集計と分析を進める。
2 健全な行財政運営の推進								
(1) 行政の効率性と財政の健全化の確保								
① 地域分権のさらなる推進により、「市民の意識改革」を進め、より効率的・効果的な税財源の活用をめざす。								
					「地域分権フォーラム」の開催などによる地域分権制度※の周知【コミュニティ推進課】	令和2年度中に地域分権活動発表会を開催する。	コロナ禍の中での開催方法について検討しながら、企画立案を行っている。	
					地域分権制度※の市民意識調査の実施【コミュニティ推進課】	第7次池田市総合計画策定のための、「池田市政に関する市民アンケート」内で、コミュニティ活動（地域分権）に関する調査を実施する。	9月に左記のアンケートにて、地域分権制度※にかかる認知度及び市民意識について調査した。	集計結果に対して分析を行う。令和3年、4年度は実施しない。
					市民ニーズに応じた提案事業の実施【コミュニティ推進課】	各地域コミュニティ推進協議会から提案のあった206事業（予算総額105,496千円）を順次実施する。	各課において順次事業を実施している。また地域からの補助金申請も、順次執行している。	



施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
					地域分権推進基金の活用【コミュニティ推進課】	地域コミュニティ推進協議会の合計で、8,271千円の積立と10,267千円の取り崩しを行う。	年度末に執行するため実績なし。	
② 抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。								
				★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	RPA※やAI※に関する各種サービスについて情報収集し、検討した。また7月に公共施設予約・施錠システムの事業者決定を行い、令和2年度の稼働に向けて構築を行っている。	その他、WEB会議システムやテレワークの導入を令和2年度中に行い、事務処理の効率化を図る。
					阪神高速道路大気観測維持管理事業の見直し【環境政策課】	周辺地域の大气汚染状況や近隣自治体における監視状況について情報収集を行う。	大気汚染に係る情報の収集を行った。	財源である基金の残高から、令和3年度も事業を継続できる見込みとなり、事業継続要否の判断時期を令和3年度に後ろ倒しする。
					ごみ排出量の削減【環境政策課】	池田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭系ごみの排出原単位（1人1日平均排出量）及び事業系ごみの年間排出量を平成20年度比でそれぞれ20%削減する。	ごみ減量化及びリサイクルの推進に資する事業を継続実施している。	
				☆	家庭ごみ収集業務の委託拡充【業務センター】	燃えるごみ及び空き缶・空びんの収集業務について、市内11地区の内、新たに5地区目への委託拡充について検討・計画（案）を作成する。	委託料が高騰しており委託当初のような大きな削減効果は見込めない状況である。災害時のリスクマネジメントの観点も考慮しながら委託項目、範囲の再検討を行う。	4年後の定年者が増加するタイミングに合わせて、人員見合いと技能職の職場確保の均衡性を図りながら拡充実施時期を見極める。
				☆	★ クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討【クリーンセンター】	土日及び夜間の民間委託を実施する。	令和2年度当初から土日及び夜間の民間委託を開始することができた。	
				★	認定こども園の園児の情報管理、職員の勤怠管理に係るシステム導入による事務処理の効率化【幼児保育課】	園児の登降園情報について保育システムにより管理することで、職員の負担軽減を図る。また、運営事業者と連携を図りながら早期な問題解決に取り組む。	園児の登降園情報の管理において保育システムを運用している。従来職員が手作業で児童の出席簿を作成し管理していたため、職員の事務負担となっていたが、保育システムの活用により登降園時間や出席状況を自動化することで、事務処理の効率化を図った。	システムの不具合等を解決すべく、運営事業者へ状況把握及び運用改善を要望する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化【幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考所要時間の短縮による人件費相当額の50%削減を図る。</li> <li>令和3年4月入所分の選考結果通知を令和元年度分より1ヶ月早期化（令和2年度より1週間早期化）する。</li> </ul>	令和2年度4月入所選考から導入し、5月以降の各月入所選考においても活用している。結果通知の早期化により、市民の保活※の時間制約を削減できた。またAI※技術の導入により、入所選考結果のシステムへの反映がなくなり、その時間の人件費が削減できた。	12月から令和3年4月選考の受付を開始する。
				★	新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止【学校給食センター】	7月末をもって学校給食センターを閉所し、8月から新学校給食センターへ移転する。	8月27日から市内学校園に給食を提供している。新しい施設から、温かい給食の提供が可能になり、給食の質の向上を図ることができた。	旧学校給食センターの今後の土地活用を早期に決定し、解体を行う。
③事務事業の見直しを行い、民間企業やNPO、地域住民などが担うことができるものについては、アウトソーシングなど民間活力の導入を図り、行政のスリム化を図る。								
			☆	★	指定管理者※に係るマニュアル、ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討【行財政改革推進課】	指定管理者※に係る一本化した運用指針の作成と公民連携に係る検討を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、指定管理施設のあり方を再検討する上で、リスク分担に関する事項や、損害賠償責任保険への加入等へも言及した、指定管理者※に係る一本化した運用指針（案）を作成した。また公民連携に係る先行事例の情報収集や、セミナー等の庁内への周知を行った。	運用指針（案）の更なる改良の後、令和3年2月中を目途に庁内周知を行う。
				★	猪名川緑地、テニスコート、五月山緑地の次期指定管理者※選定による効率的かつ効果的な公の施設※の運用【公園みどり課】	指定管理者※による施設の運用管理を行う。	施設毎に指定管理者※を選定し、運用管理を実施している。用途にあったグルーピングを図ることにより、より一層公園のにぎわい創出の向上や適正な維持管理につながっている。	
			☆		家庭ごみ収集業務の委託拡充（再掲）【業務センター】	燃えるごみ及び空き缶・空びんの収集業務について、市内11地区の内、新たに5地区目への委託拡充について検討・計画（案）を作成する。	委託料が高騰しており委託当初のような大きな削減効果は見込めない状況である。災害時のリスクマネジメントの観点も考慮しながら委託項目、範囲の再検討を行う。	
			☆	★	クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討（再掲）【クリーンセンター】	土日及び夜間の民間委託を実施する。	令和2年度当初から土日及び夜間の民間委託を開始することができた。	
			☆		五月丘保育所の移転・民営化【子ども・若者政策課】【幼児保育課】	4月から移転先施設での運営を開始する。また引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者会による協議会を開催する。	4月から移転先の施設での運営を開始した。	引継ぎ状況の確認等のため、市・法人・保護者会による協議会を開催する。
					市立駐車場管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【交通道路課】	上期に指定管理者※制度の導入を検討し、導入する場合は、下期に導入年度の決定及び条例改正等の準備を行う。	指定管理者※制度の導入を検討している。	早期に運用手法について方向性を決定する。



施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
			☆		市営住宅管理業務への指定管理者※制度の導入の検討【都市政策課】	—	令和元年度に公募・事業選定を実施し、令和2年度から6年度までを指定管理期間として指定管理者※制度を導入した。	
				★	学校給食センターの運営の民間委託の検討【学校給食センター】	8月から民間委託を開始する。	新学校給食センターの運営の民間委託を開始した。同規模の給食センターを直営で行うためには、旧センターの人員の約2.5倍必要のため、民間活力の導入を図り、行政のスリム化を実施した。	
			☆	★	分館を含む図書館への指定管理者※制度導入の検討【図書館・石橋プラザ】	指定管理者※制度等を導入した場合の費用対効果、図書館サービスの質についての検証を行う。	検討した結果、令和4年度の石橋新図書館開館と同時に指定管理者※制度を導入することは難しいとの判断結果となった。	引き続き石橋新図書館開館後に指定管理者※制度の導入を検討する。
				★	都市公園法第5条に基づく設置管理許可制度の導入【公園みどり課】	設置管理許可制度に基づく管理運用を実施する。	公募による提案に基づく申請に対して、許可を付与し、公園施設における設置管理許可制度を開始した。	

④ 施設の統廃合について、利用状況や経費などの客観的な指標に基づいた検討を行う

				★	旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討【危機管理課】	備蓄品の搬入及び整理を行う。	必要な物資を順次搬入しており、新型コロナウイルス感染症に伴うマスク等の大量物資搬入にも貢献している。	
			☆		共同利用施設※の再編、活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進【公共建築課】	(仮称)池田地域交流センターの設計業務、石橋駅前会館・池田会館解体工事、(仮称)石橋地域拠点施設の建築工事を実施する。	左記について順調に実施している。	
				★	個別施設計画※の策定と公共施設等総合管理計画※の更新【公共建築課】	令和2年度末までに全ての公共施設等の個別施設計画※を策定し、公表する。	施設所管課が策定した個別施設計画※(案)の精査を行っている。計画策定により公共施設の状態の把握及び所管課の意識の向上を図った。	令和3年2月にパブリックコメント手続を実施し、3月にその結果及び個別施設計画※を公表する。
			☆	★	敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備【高齢・福祉総務課】	事業手法の検討・決定、各施設の規模・機能等の整理及び、万寿荘の一部土地の買取のための測量・境界確定・分筆を行う。	全体スケジュールの再調整を行った。	令和2年度中に土地の測量・境界確定・分筆等を実施し、令和3年度に向けて事業手法を決定する。
				★	立地適正化計画※に基づく事業の推進による市街地の機能更新と都市空間の質的向上【都市政策課】	各種誘導施策の進行管理し、適宜阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更を行う。	各種誘導施策の実施に向け、大阪府の技術審査を適宜実施した。(仮称)池田地域交流センターの事業費が増額となったため、阪急池田駅周辺地区都市再生整備計画※の変更協議資料を国に提出した。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
				★	都市再生整備計画※に伴う満寿美公園の整備【公園みどり課/都市政策課】	既存建物等解体工事及び公園整備実施設計を完了する。	既存建物等解体工事及び公園整備実施設計について、入札を経て受注業者が決定した。地域住民のニーズを反映した交流拠点となる、公園等の整備により、池田駅周辺のにぎわい創出、来街者の回遊性の向上につながる。	
			☆	★	低区配水池※の跡地活用の検討【水道工務課】	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事を完了させる。	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事が概ね完了した。	工事完了後は、耐震性貯水槽を使用した災害訓練や防災備蓄倉庫への備品導入を行う。
				★	浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討【浄水課】	水需要及び広域化の動向を確認する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視している。また、水需要予測を作成している。	
				★	池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	令和元年度に大阪府から、ハード面での広域化は実施せず、原田処理場※への統合はしないという見解を受けており、令和2年度は今後の広域化の進め方について部内検討を行った。	
				★	長寿命化計画※（個別施設計画※）策定に伴う五月山体育館の更新の検討【公園みどり課】	ESCO事業※等支援業務(空調、電気、衛生、搬送)を行う。	ESCO事業※支援業務における可能性調査を踏まえ、第1回ESCO事業者選定委員会を開催し、承認された募集要項に基づき公募を行った。設備更新型ESCO事業※を実施することで、省エネ化を図るとともに、設備更新が促進され、継続的な市民サービスが可能となる。	ESCO事業※第2回選定委員会を開催し、審査を経て最優秀提案を選出する。
			☆	★	学校施設の長寿命化計画※（個別施設計画※）の策定と計画に基づく調査・検討【教育総務課】	池田市立小中学校施設について、令和3年3月までにの長寿命化計画※を策定する。	各学校施設の構造躯体の健全性及び躯体以外の劣化状況・今後の維持更新コストの把握など、施設情報を整理し、計画を策定している。	
				★	新学校給食センター建設による効率的な給食の運営と安全安心で安価な地元食材の利活用促進【学校給食センター】	12月に地元食材を使用した給食の提供を行い、児童・生徒に食への関心を持ってもらう。	新学校給食センター開設後、細河地域コミュニティと12月使用の細河だいこんの打合せを行った。	その他の食材については、人材・使用数量などの関係が進まない状況にある。
				★	市立石橋保育所の廃止及び跡地活用の検討【幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止に向け保護者会と協議を行う。</li> <li>・関係議案（保育所条例改正、解体設計委託料や在園児への補償施策に係る補正予算）を上程する。</li> <li>・解体設計及び補償施策としての送迎保育に係る整備を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会との協議を複数回実施し、令和2年度末を目標に廃止し、在園児に対して補償施策（やまばと学園からなかよしこども園への送迎保育等）を実施することについて確認した。</li> <li>・9月定例会にて関係議案を上程し、議決された。</li> <li>・老朽化・耐震不安が課題であった同保育所について今後の方向性が定まり、子どもの安全・安心を確保した。</li> </ul>	令和3年度は解体工事の実施と並行し、跡地の保育施設としての活用に向けた検討をすすめる。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
⑤ 予算における企画立案（plan）→実施（do）→評価（check）→企画立案への反映（action）のサイクルを確立し、効率的な行政を行う								
					決算に係る事務事業評価※結果を使用した市長・副市長ヒアリングの実施による事業見直しの検討【行財政改革推進課】	10月中旬までに市長・副市長によって行われる第2次事業見直しの実施により、ゼロベースで事業を見直し、将来にわたり必要なサービスが提供できる体制の構築をめざす。	第2次事業見直しに必要な資料等を作成し、市長・副市長にて事業見直しを実施している。	
					決算に係る事務事業評価※の見直しの検討【行財政改革推進課】	新様式の評価シートの改善点等を検討し、さらなる各課の負担軽減と効果的な事務事業評価※となるよう努める。	令和2年度に新様式で行った事務事業評価※において、回答にあたっての各課からの疑問点や分かりやすく改善すべき点を取りまとめた。	
⑥ 公営企業改革								
					水道料金と下水道使用料の見直しの検討【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	
	☆		★		低区配水池※の跡地活用の検討（再掲）【水道工務課】	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事を完了させる。	耐震性貯水槽設置工事及び防災備蓄倉庫新築工事が概ね完了した。	工事完了後は、耐震性貯水槽を使用した災害訓練や防災備蓄倉庫への備品導入を行う。
			★		浄水施設のダウンサイジングによる水需要の減少への対応の検討（再掲）【浄水課】	水需要及び広域化の動向を確認する。	府域一水道に向けたあり方協議会へ参画し、広域化の動向を注視している。また、水需要予測を作成している。	
			★		下水処理施設の運用見直し【水質管理課】	【晴天日】 放流水の残留塩素の検出状況から次亜塩素酸ナトリウムの注入率を削減する。 【雨天日】 放流水質と消毒効果の相関式を設定し、次亜塩素酸ナトリウムの注入率を削減する。	【晴天日】 放流水の次亜塩素酸ナトリウムの注入率を約30%削減、処理水では約50%削減した。 【雨天日】 放流水の次亜塩素酸ナトリウムの注入率を約30%削減した。 放流水の残留塩素濃度低下により、放流先河川の環境負荷を低減できた。	
			★		池田市下水処理場の原田処理場※への統合の検討（再掲）【下水処理場】	今後の広域化の進め方について検討する。	令和元年度に大阪府から、ハード面での広域化は実施せず、原田処理場※への統合はしないという見解を受けており、令和2年度は今後の広域化の進め方について部内検討を行った。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
			☆	★	診療機能の向上による収支状況の改善【市立池田病院経営企画室】	積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、自主的に受診を控える方が増えたことなども影響し、入院、外来ともに患者数は前年度に比べて大幅に減少している。一方で、診療単価は非常に高く、6月以降は患者数が回復傾向にあることも含め、想定外の状況下にあっても収支の改善に努めている。	

(2) 歳入※の確保

① 高額滞納者への徴収強化をはじめとして、滞納対策の強化を図り、徴収額の増加と徴収率の向上を図る。

			☆	★	多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上【納税課】	クレジットカード納付にかかる費用対効果を算出し、導入検討を継続するか判断を行う。併せて、令和元年度のPayB※に続く新たなスマートフォンアプリ納付の追加導入を収納代行会社へ働きかける。	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、スマートフォンアプリ納付の追加導入を急ぎ、納付シェアの上位2社であるPayPay※及びLINE Pay※による納付を6月から開始した。感染症の流行により増加した、納税者の在宅納付願望に対応する納付方法の導入によって、納税者の利便性向上に寄与した。	クレジットカード納付については、左記のアプリ納付を導入したこと、また導入効果が見込めないことから、当面の間導入を見送る結論を出した。
					現年徴収率※向上と納期内納付の定着【納税課】	現年度滞納者へ滞納の早期解消の手段として、督促状の発布時にショートメッセージ(SMS※)送信による納付勧奨を重ねて実施するなどし、現年徴収率※99.30%をめざす。	市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の現年滞納者へ1,196件のSMS※を送信した。	SMS※送信に対する折り返し電話により、納税折衝に繋がっているが、新型コロナウイルス感染症の影響や、徴収猶予特例制度の利用件数の増加に伴い、現年徴収率※の低下が見込まれる。
					滞納管理システム※の更新による事務処理の効率化【納税課】	10月の滞納管理システム※更新にあたり、同システムを追加導入する国保・年金課及び導入事業者との調整を図り、システム及び機器仕様の策定を行う。更新後は、仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を行う。	国保・年金課及び導入事業者との調整を図り、システム及び機器仕様の策定を行った。	仕様の変更に伴う運用の調整及び動作検証を行う。
					弁護士(任期付短時間勤務職員※)による滞納整理の推進【債権回収センター】	市税及び国民健康保険料の高額滞納事案について、納付折衝・滞納処分を行う。市債権全般から相談を受け、助言・指導を行う。また、未収金が生じている徴収金について、事務状況等のヒアリングを実施し、全庁的な徴収事務の適正化を図る。	処理中の事案について、折衝・滞納処分を実施している。債権債務に係る事案及び市が有する財産に関する担当課からの相談について回答を行った。	11月から主要な未収金債権の事務ヒアリングを実施し、課題の共有や業務上の疑問点の掘り出しを行い、回答・改善案を提示する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
					債権管理条例※に基づく市債権の適正管理【債権回収センター】	強制徴収公債権において、積極的な折衝・滞納処分の実施により、歳入増加と負担の公平性の実現を図る。また、強制執行手続きの実施により非強制徴収債権の回収を図る。未収金債権の事務状況のヒアリングを実施、検証し、全庁的な徴収事務の適正化と、未収金縮減に努める。徴収困難な非強制徴収債権について、債権管理条例に基づき債権放棄の適否を認定し放棄を行う。	収納対策推進本部会議及び収納対策連絡会議を開催し、全庁的な未収金に係る情報の共有と対策等を協議した。強制徴収公債権では、主に市税の高額・難件事案及び国民健康保険料担当課との協議により選定した事案について、滞納整理を行った。	市税高額滞納事案の不動産公売を実施する。11月から未収金債権の事務ヒアリングを実施する。
② 庁内の関係部署間で連携を図るほか、国や府の関係機関とも連携を図り、徴収にかかるノウハウの向上に努める。								
					徴収ノウハウの向上のための税務署、府税事務所等との徴収業務の連携【納税課】	債権回収センターとの協議を行い、また事案に応じて庁内、税務署及び府税事務所等との連携を図る。	府税事務所から依頼の、自動車税納期周知への協力（ポスター掲示）と、5月中に府税・市税の納期周知（館内放送）を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、9月末における合計徴収率は63.19%で、昨年同月（64.45%）と比較し1.26ポイント低下したが、滞納繰越分の徴収率は19.05%で、昨年同月（17.89%）と比較して1.16ポイント上昇した。	11月に債権回収センターによる事務状況ヒアリングがあり、すみ分けを含めた連携の確認を行う。例年2月頃に債権回収センターが実施する、税務署と連携した国税還付金調査を元に、納税課においても滞納処分を実施する。
				★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝スキルと新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	4月に市から引継予告を送付（129件）し、完納に至らなかった110件及び令和元年度からの継続事案6件の徴収引継を実施した。5月に徴収機構から滞納者に引継書を送付し、一括もしくは早期完納にて納付折衝を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響があるなか、丁寧な折衝により納付に導くことができていたほか、納付・相談ともない事案は財産の滞納処分を行った。	
					債権管理条例※に基づく市債権の適正管理（再掲）【債権回収センター】	強制徴収公債権において、積極的な折衝・滞納処分の実施により、歳入増加と負担の公平性の実現を図る。また、強制執行手続きの実施により非強制徴収債権の回収を図る。未収金債権の事務状況のヒアリングを実施、検証し、全庁的な徴収事務の適正化と、未収金縮減に努める。徴収困難な非強制徴収債権について、債権管理条例に基づき債権放棄の適否を認定し放棄を行う。	収納対策推進本部会議及び収納対策連絡会議を開催し、全庁的な未収金に係る情報の共有と対策等を協議した。強制徴収公債権では、主に市税の高額・難件事案及び国民健康保険料担当課との協議により選定した事案について、滞納整理を行った。	市税高額滞納事案の不動産公売を実施する。11月から未収金債権の事務ヒアリングを実施する。



施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
③ 使用料・手数料などを支払う行政サービスは、基本的にその便益が利用者本人に直接もたらされることから、理解してもらえるようなPRに努めるとともに、応益負担の原則に基づいて適正な価格になるよう、不断の見直しを行う。								
				★	消費税増税への対応を含む各使用料・手数料について見直しの検討【行財政改革推進課】	既存の使用料・手数料の見直しに加え、新規に徴収可能な施設等についての検討を行う。	各部署に歳入※確保提案を募り、(仮称)池田地域交流センター及びスポーツセンター駐車場について、施設所管課より使用料改定の提案を受けた。	担当課と連携し、改定の実施可否について更なる検討を行う。
					水道料金及び下水道使用料の見直しの検討(再掲)【上下水道部経営企画課】	水道料金及び下水道使用料を見直すにあたり、適正なコストを把握するとともに、事業の効率化、経費の削減の検討を行う。	内部組織で構成された上下水道事業経営健全化検討会議を開催し、事業の効率化、経費の削減の検討を行った。	
④ ふるさと納税制度のPRに努めるとともに、新たな歳入※の確保を図る。								
					新たな税外収入確保スキームの検討【行財政改革推進課】	新たな歳入※確保の手法を模索し、導入の可否について検討する。	歳入※確保の具体的手法について各課から提案を募集し、実施に至るまでの取組スケジュールや実施にあたっての課題について検討を行った。	
					市有財産の活用と未利用土地等の売却【総務課】	活用または売却可能な物件が出れば、随時処理していく。	売却予定地の売却に向けた準備を進めている。	
					法定外公共物※(里道・水路など)の払下申請に基づく売却【総務課】	売却可能な物件が出れば随時処理していく。	4件売却を行った(総額6,645,000円)。	
				★	ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集【商工労働課】	寄附金 200,000,000円。	9月末時点で寄附金 56,992,969円(達成率28.4%)。池田市を全国にPRできているほか、謝礼品の提供を通じて市内商工業の活性化に寄与している。	
				☆	診療機能の向上による収支状況の改善(再掲)【市立池田病院経営企画室】	積極的な救急搬送の受け入れや、かかりつけ医との一層の連携強化によって患者数を増やすとともに、それによって高度な検査・手術が必要な患者への処置を行い、収益の増加を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、自主的に受診を控える方が増えたことなども影響し、入院、外来ともに患者数は前年度に比べて大幅に減少している。一方で、診療単価は非常に高く、6月以降は患者数が回復傾向にあることも含め、想定外の状況下にあっても収支の改善に努めている。	
				★	自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討【各部署】	行政財産の目的外使用の許可及び使用料の徴収を行う。	大阪府からの移管に伴い、神田住宅に設置している自動販売機について、行政財産の目的外使用の許可を行い使用料を徴収した。	他の市営住宅においても令和3年度以降導入するか、検討を行う。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
(3) 活力ある組織づくりと適正な人事管理								
① 市民視点での行政サービスが可能な組織編制と行政需要に即応した組織づくり（職員の数と配置の適正化）を行う。								
				★	多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上【人事課】	任期付制度及び会計年度任用職員制度※の適正化を図る。	令和2年3月議会において、任期付職員の給料表の改正等を行い、多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化を図り、行政サービスの向上へ寄与した。	令和3年1月に任期付職員の昇給を実施する。
					市民ニーズや行政課題に応じた組織編制の実施【行財政改革推進課】	現行体制における各部署の課題の抽出と、その解決のために有効な組織編成を検討する。	令和3年度以降における機構や事務分掌の見直しに関し、市長・副市長及び庁内各部署から意見を聴取し、組織改正案を作成した。	
② 研修制度の充実を図り、本市を担うにふさわしい人材の育成を行う。								
					研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上【人事課】	各種研修及び派遣研修を継続的に実施する。人事制度と研修制度の連携を検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から予定していた研修を全件延期したが7月から再開した。次課長会議7月から9月に1回ずつ実施、新規採用職員・新任副主幹研修を実施した。いけだウォンバット塾1回（34名参加）、外部研修機関への職員派遣を実施した。	延期とした研修を中心に、対象者と内容を鑑み、年度内実施が望ましいものを優先的に実施する。
③ 人事評価システムについては、制度の質を高めるとともに職員研修や給与制度との連携を図る。								
					人事評価制度の充実と人事管理への活用【人事課】	上期の評価結果を12月勤勉手当等に反映する。下期の評価確定に向けて制度を運用する。	新型コロナウイルス感染症の影響により年度当初の制度説明会は中止したが、中途採用者に対しては説明会を実施した。人事評価の作業漏れを防ぐため、状況を見てリマインド通知を行った。	
3 広域行政の推進								

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
(1) 他市町との連携の強化								
① 大阪府市長会、北摂市長会※や豊能地区市長・町長連絡会議※などを通じて、共通課題の調査・検討を進める。								
					北摂市長会※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	北摂7市で連携し、大阪府施策に対する要望や運営にかかわる項目について検討する。	7月に総会の書面議決を行った。また、事務担当者会を9月に1回開催した。	令和3年1月開催予定の意見交換会に向けて、各市でのテーマの検討を進める。
					豊能地区市長・町長連絡会議※における共通課題の調査・検討【SDGs政策企画課】	豊能地区3市2町の共通課題について、調査・検討を進める。	事務担当者会議を3回行い、豊能地区3市2町の共通課題について検討した。	令和2年度総会より池田市が幹事市となる。
② 府からの移譲事務や既実施事務について、広域処理により効率化が図れるものについては、広域処理を行う。								
					2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理【SDGs政策企画課】	共同処理を行うとともに、2市2町広域連携研究会を開催し、共同処理事務に係る情報共有や調整、懸念事項について検討する。	8月に2市2町広域連携研究会を開催し、物品の共同調達研究会の設置について検討を行った。	
					3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）で構成する豊能地区広域観光推進協議会※による事業の実施【空港・観光課】	令和元年度に箕面市が脱退したため、2市2町で豊能地区をPRする。	令和元年度に箕面市が脱退したことや、新型コロナウイルスの影響により、事業が実施できていない。	協議会の再編も選択肢に入れながら、令和2年度中に方向性を定める。
			☆		豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町との更なる連携の検討【消防本部総務課】	豊中市とは年1回消防指令業務共同運用連絡会議を実施し、現状の報告と課題等を検討する。また令和元年度立ち上げた近隣5市による「指令業務共同運用実施検討委員会」で協議を進め報告書をまとめる。「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について」規約（案）を12月議会に上程し、連携強化に向けた動きを加速させる。	8月に「指令業務共同運用実施検討委員会報告書」をまとめた。指令業務を共同運用することにより、境界付近で発生した火災や集団救急など特殊災害へも迅速で効果的な対応ができ、消防指令業務を集約し、災害情報を一元化を図ることで情報の共有化を行い、各市への出場指令を迅速に行うことが可能となった。	近隣市との指令業務における共同運用の検討については、令和6年度の消防指令センター運用開始に向けて、各種協議を進めているもの。
(2) 国や府との協力関係の強化								



施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
① 国や府の広域行政支援施策の活用を進める。								
				★	徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構※への参加、職員派遣（再掲）【債権回収センター】	徴収機構との併任職員が習得した折衝スキルと新たな滞納整理の手法を、市債権の徴収に取り入れ、徴収技術と徴収率の向上を図る。	4月に市から引継予告を送付（129件）し、完納に至らなかった110件及び令和元年度からの継続事案6件の徴収引継を実施した。5月に徴収機構から滞納者に引継書を送付し、一括もしくは早期完納にて納付折衝を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響があるなか、丁寧な折衝により納付に導くことができていたほか、納付・相談とにもない事案は財産の滞納処分を行った。	
② 各行政分野における国・府・市の役割分担を再検討し、ふさわしい役割を分担する。								
					「大阪発“地方分権改革”ビジョン※改訂版」などの動向を注視し、府からの分権、府への集権の検討【SDGs政策企画課】	権限移譲※事務を処理するとともに、未移譲事務の取り扱いや懸案事項等について、随時対応する。	権限移譲※事務を処理するとともに、権限移譲※事務の申出期間に、未移譲事務の取り扱いについて検討した。	
				★	池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討【各部署】	—	池田保健所の移転が見直しとなったため、令和元年度で保健福祉総合センター改修事業を廃止した。	
				★	都市計画法施行条例※の制定による事務処理の効率化【審査指導課】	—	令和元年5月1日より改正条例を施行開始し、事務処理の効率化を図っている。	
4 情報通信技術の活用								
(1) 情報システムの機能強化								
① 電子申請、電子入札など、ネットワークを介した行政サービスの充実に努める。								
					スポーツ施設予約案内システムの運用【ICT戦略課】	スポーツ施設予約案内システムの安定稼働に努める。また、令和3年度のオーパスシステム更新に先立ち、情報収集を行う。	安定した稼働および効率的な運用を行うよう努め、大きな障害が起きることなく、安定稼働している。	
					ホームページからの電子申請サービスの充実【ICT戦略課】	周辺自治体等の電子申請導入状況を注視するとともに、本市の現行の手続きの状況に鑑み、各種手続きの電子化の可否を検討する。	各種手続きについての電子化及び、すでに電子化されている手続きの利便性向上について検討した。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
				★	問合せ自動応答システム（AI※チャットボット※）の導入【幼児保育課】	必要な仕様を整理の上、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施する。令和2年度中に運用開始をめざす。	事業者を決定し、システムのチューニング等運用の準備を実施した。就労等の事情により、市役所の開庁時間中に問合せすることが困難な方々が、24時間365日いつでも気軽に相談できるようになり、利用者支援体制が向上する。	10月から運用を開始する。
② 統合型GIS※の多機能化に努める。								
					統合型GIS※を活用した市政情報の発信の検討【ICT戦略課】	基盤図の更新や地番図の整備を行い、災害時に有効利用できるシステムとして利用業務の拡大をめざす。統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを実施する。	統合型GIS※の多機能化のため、システムとして活用できる業務の洗い出しを行った。	
③ 窓口業務にかかるサポート機能について、システム面を充実させるとともに、内部情報の共有化により、市民サービスの高度化を図る。								
				★	AI※技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上（再掲）【ICT戦略課】	RPA※やAI※を活用できる業務の洗い出し及び各種サービスの研究を実施する。	RPA※やAI※に関する各種サービスについて情報収集し、検討した。また7月に公共施設予約・施錠システムの事業者決定を行い、令和2年度の稼働に向けて構築を行っている。	その他、WEB会議システムやテレワークの導入を令和2年度中に行い、事務処理の効率化を図る。
					母子健康管理システム※の導入による事務処理の効率化及びサービスの向上【健康増進課】	母子健康管理システム※に、母子保健事業の実施結果をデータ入力する。	毎月の母子保健事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査等）の健診結果等の入力を行っている。国、府への調査報告を入力データから抽出・報告及び、入力データを基に未受診者への受診勧奨の実施もしている。	
			☆	★	AI※技術を活用した保育所入所選考に係る事務処理の効率化（再掲）【幼児保育課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考所要時間の短縮による人件費相当額の50%削減を図る。</li> <li>・令和3年4月入所分の選考結果通知を令和元年度分より1ヶ月早期化（令和2年度より1週間早期化）する。</li> </ul>	令和2年度4月入所選考から導入し、5月以降の各月入所選考においても活用している。結果通知の早期化により、市民の保活※の時間制約を削減できた。またAI※技術の導入により、入所選考結果のシステムへの反映がなくなり、その時間の人件費が削減できた。	
				★	問合せ自動応答システム（AI※チャットボット※）の導入（再掲）【幼児保育課】	必要な仕様を整理の上、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施する。令和2年度中に運用開始をめざす。	事業者を決定し、システムのチューニング等運用の準備を実施した。就労等の事情により、市役所の開庁時間中に問合せすることが困難な方々が、24時間365日いつでも気軽に相談できるようになり、利用者支援体制が向上する。	10月から運用を開始する。

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
④住民基本台帳などにかかる基幹系システム※、市組織内を網羅する内部情報系システム※の双方について、均衡の取れたアウトソーシングに基づき効率的な運用を行う。								
					各システムの効率的な運用と次期住民情報システム※の検討、選定、構築【ICT戦略課】	基幹系、内部情報系の両システムの安定稼働に努める。内部情報系システム※についてはサーバ等を庁外に設置しての運用の可否を検討するなど、引き続き各業務のシステム化、アウトソーシングについて検討し、事務の効率化を図っていく。また、財務会計システムの更新を行う。	基幹系、内部情報系の両システムの安定稼働に努めた。また財務会計システムに関して、更新に向けて準備を行っている。	
(2) 行政情報の活用的高度化								
① 市ホームページ等その他の情報発信ツールを有効に活用する。								
			☆		SNS※の更なる活用による広報活動の推進（再掲）【広報シティプロモーション課】	SNS※を積極的に活用し効果的な広報を行う。また、更新頻度を高める。	市内外に積極的な情報発信を行うよう、庁内向けに方針を周知した。また、新型コロナウイルス関連の情報を都度LINE、Facebook、Twitterで発信した。	
					ホームページにおける市政やまちの話題の情報発信（再掲）【広報シティプロモーション課】	令和3年2月にホームページリニューアルできるよう、ホームページデザインやアイコンの精査、業者、庁内の調整を行う。	ホームページリニューアルに向けて各種調整を行っている。	
			☆	★	Facebookページの活用による観光・イベント情報の発信（再掲）【空港・観光課】	池田市に関する情報を精力的にPRするとともに、フォロワー数を増加させる。	13件の投稿を行い、フォロワー数は令和元年度末から19人増加し5,734人。新型コロナウイルス感染症感染拡大による自粛期間もあり、観光に関する前向きな情報が発信できなかった。	新型コロナウイルスの影響を注視し、世間のニーズに合わせた情報を発信する。
					消防Facebookページによる情報発信（再掲）【消防本部予防課】	消防に関する情報を、50回以上発信する。	消防に関する情報を41件発信し、リアルタイムで消防に関する情報発信ができた。	
			☆		「ふくまる教志塾※」Facebookページによる情報発信（再掲）【教育政策課】	Facebookフォロワー数70人をめざす。	例年実施しているふくまる教志塾※の説明会等がコロナ禍で行えなかったため、積極的にメール等で学生への周知、塾生への呼びかけを実施した結果、Facebookフォロワー数は令和元年度から19人増加し45人となった。	

施策	項目	プログラム	重点	新規	取組内容【担当課】	令和2年度の実施目標	令和2年9月末時点における取組状況	備考
					ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信（再掲）【子ども・若者政策課】	恒常的にウェブサイト及びSNS※で子育てに関する情報発信を行う。また、令和3年度以降の効果的な情報発信の手法について検討する。	ウェブサイト及びSNS※により子育て情報やイベントの案内等を随時発信し、令和元年度の同時期に比べ、ウェブサイトのアクセス数が+95%と大幅に上昇しており、効果的な情報発信ができています。	
					「いけだつながりシートlkeda_s※」の電子版である「e-lkeda_s※」の普及活動の実施による利便性の向上（再掲）【発達支援課】	市民の登録及び活用の向上を図る。	9月末までの登録者数は累計1,098人。令和2年度中に80人の新規登録者数があり、一定の増加が得られている。	
(3) 情報セキュリティ対策の高度化								
① 本市が保有するすべての情報システムにかかわる運用基準を整備する。								
					情報システム運用基準の整備【ICT戦略課】	社会保障・税番号制度の運用や他官公庁におけるセキュリティインシデント等の社会情勢に鑑み、池田市セキュリティポリシーの周知を行い運用体制の整備を行う。	テレワーク端末導入時に情報セキュリティポリシーを改めて周知できるように、準備を行っている。	
② 情報セキュリティ監査※やセキュリティ研修を持続的に実施する。								
					住民基本台帳ネットワークや公的個人認証※に係る内部監査の実施【ICT戦略課】	監査・自己点検を徹底し、セキュリティの確保に努める。また、セキュリティマニュアルの作成・周知を行うことで、職員の意識向上を狙い、本市のネットワークセキュリティをより強固なものにする。	8月に内部監査を実施し、セキュリティ環境の点検も行っている。	

【資料】用語解説

用語	解説	記載ページ
あ行		
池田くらしの情報	「広報いけだ」に掲載の記事から外国人市民向けに抜粋し、多言語に翻訳した冊子のことで、2か月に1度発行しています。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語の5言語で作成しています。	8
一般会計	市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことです。 対して、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるのが「特別会計」です。	1、3
大阪発“地方分権改革”ビジョン	大阪府内の市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの「分権」と関西広域連合の早期実現や関西各府県と国からの事業集約などの「集権」による関西州の実現に向け、めざすべき将来像とその実現のために取り組む方向を示すために大阪府が平成21年に定めた（平成29年3月改訂）改革方針のことです。	21
大阪府域地方税徴収機構	個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理の推進と税務職員の徴収技術の向上を図るため、大阪府が平成27年4月から設置している府と府内市町により構成される組織のことです。	17、21
公の施設	地方公共団体が設置する施設のうち、住民などによる利用により福祉（幸福度）が増進するよう設置するものをいいます。	12
か行		
会計年度任用職員	地方公共団体においていわゆる非正規職員として任用される「非常勤職員」と「臨時的任用職員」の法上の任用根拠などが曖昧であったため、任用にあたってのルールや身分、待遇などについて、「同一労働同一賃金」などの観点も踏まえながら明確化、適正化することを目的として設置する職員のことです。	19
観光大使	本市にゆかりがあり、本市の魅力や情報を広くPRしていただける方を観光大使として任命しています。 本市では現在、ひよこちゃん（日清食品株式会社が販売する即席めん「チキンラーメン」のキャラクター）、北川博敏氏（元プロ野球選手）などに就任いただいています。	8
基幹系システム	住民情報システム全般のことです。	23
共同利用施設	大阪国際空港の騒音被害に遭う地域住民に対する補償の一環で、国や大阪府の補助のもと、地域住民の集いや学習などの場として設置した施設のことです。	13
暮らしの便利帳	本市と株式会社サイネックスが協働事業として作成し、本市の行政サービスや各種手続き、防災情報、医療機関情報や観光情報などを地図と合わせて記載した冊子のことです。 平成21年4月に初版を発行し、その後、改定版を平成24年3月、平成29年2月に発行し現在に至ります。 株式会社サイネックスの広告収入で製作しており、本市の費用負担なしで全世帯に配布されました。	6、8
グラフィけだ	本市の地図や施設を掲載した刊行物です。 公共施設や公園、民間の観光施設なども掲載し、主に転入者に配布しています。	6

用語	解説	記載ページ
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額のこと、年度内に収入された現金と支出された現金の差額にあたります。	1、4
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標のことです。 税などに代表される経常的に収入される財源で用途が自由なもの（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などの縮減が容易ではない経常的に支出される経費に充てられた合計額（経常経費充当一般財源）が占める割合のことをいいます。  ◎経常収支比率（％） ＝〔経常経費充当一般財源〕 / 〔経常一般財源〕 ×100	1、2
権限移譲	住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限を市町村へ移譲することです。	21
現年徴収率	現年度の市税などの賦課調定額（収入すべき金額）に対して、4月から翌年5月末の出納閉鎖までの間に徴収した額が占める割合のことをいいます。 対して、その年度以前の徴収率を「滞納繰越徴収率」といいます。	16
公共施設等総合管理計画	公共施設等（自治体が所有する公共建築物や道路、橋りょう、上下水道など）について、個別ではなく総合的に、かつ長期的・計画的な管理を推進するため、現状や将来にわたる更新費用、課題などの整理を行った計画のことです。	13
公的個人認証	インターネットを通じてさまざまな行政手続きの申請・届出などを行う際、他人によるなりすまし申請や通信途中で改ざんされていないことを証明するために用いられる電子証明書のことです。 マイナンバーカードに記録されており、税務署へe-Taxを利用して税申告書を提出する場面などで利用されています。	24
声の広報	視覚障がい者向けに「広報いけだ」の内容を抜粋し、読み上げたものを録音したもののことで、市民ボランティアにより作成されています。 池田市ホームページからダウンロードできるほか、希望者にCD版を図書館から配布しています。	8
個別施設計画	「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の個別施設ごとに具体的な対応方針を定める計画のことです。令和2（2020）年度までに策定することとされていますが、すでに策定した長寿命化計画に必要な事項が記載されている場合は、当分の間、個別施設計画とすることができます。	13、14
さ行		
債権管理条例	本市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行政運営を実現することを目的に平成30年4月1日に施行した条例のこと、債権管理の事務処理に必要な事項を定めています。	17
財政調整基金	経済不況などによる収入減や災害発生などによる支出増といった、年度間の財源不均衡を調整し、安定した財政運営を行うために積み立てる基金のことです。	1、2、4
歳入	国または地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことです。 内訳としては、市税、市債、使用料および手数料などが挙げられます。	1、16、18
再任用職員	定年退職者などを従前の勤務実績などに基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職として採用する職員のことです。	9



用語	解説	記載ページ
実働職員数	本プランにおける実働職員数は、職員数から各種休暇制度の内、療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定します。	1、3
指定管理者	「指定管理者制度」に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のことです。 地方公共団体の出資法人や民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定されます。	12、13
事務事業評価	本市が行っている個々の行政サービスの目的を明確にしなが、事務事業ごとに、活動の成果を検証、評価し、効率的かつ効果的に市政運営を図るため、改善するしくみのことです。	15
住民情報システム	主に窓口業務において市民サービスに活用される、住民基本台帳などについての情報を備えたシステムのことです。	23
情報セキュリティ監査	情報システムへの不正侵入、機密情報や個人情報の漏洩、データ改ざんなどの情報セキュリティに関する事故を防ぐために、セキュリティを維持、管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検、評価することです。	24
<b>た行</b>		
滞納管理システム	滞納情報や交渉記録などをデータ化し、一元管理するシステムのことです。 このシステムにより高度な検索や帳票作成が可能となり、滞納事務を大幅に効率化できます。	16
多言語版生活ガイド	転入外国人向けに、窓口手続やごみの出し方など、池田市の生活にかかる情報を多言語で掲載しているガイドブックのことです。	8
地域分権制度	市内の各小学校区に設立された「地域コミュニティ推進協議会」が、市に対し地域の課題解決に向けた事業提案を行い、市は当該事業の実施にかかる予算措置を行う制度のものです。 協議会から提案された事業は、市議会での予算審議を経て翌年度に実施されます。	10
チャットボット	パソコンやスマートフォン等から、質問者がメールやチャットを利用する感覚で入力した質問に対して、あらかじめ用意した回答を自動応答するプログラムのことです。	22
長寿命化計画	今後老朽化が進展するインフラの維持管理・更新などを着実に推進するため、経費の縮減などを図る観点から中長期的な取組の方向性を示した計画のものです。	14
低区配水池	昭和27年に完成し、現在は廃止された配水池のひとつです。主に室町や栄町などの地域に水を送っていました。 配水池とは、浄水場から送られた水を貯めて、高いところから低いところに流れる水の仕組みを利用して、各家庭や学校になどにお届けする施設のものです。	14、15
都市計画法施行条例	市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の開発許可などをするにあたって、定型的に処理することができるものについては、開発審査会の議を経ずとも許可することができるように定める条例のものです。 開発許可は平成22年に大阪府から権限移譲された事務であり、この条例によりさらに手続の合理化、迅速化を図ることができます。	21

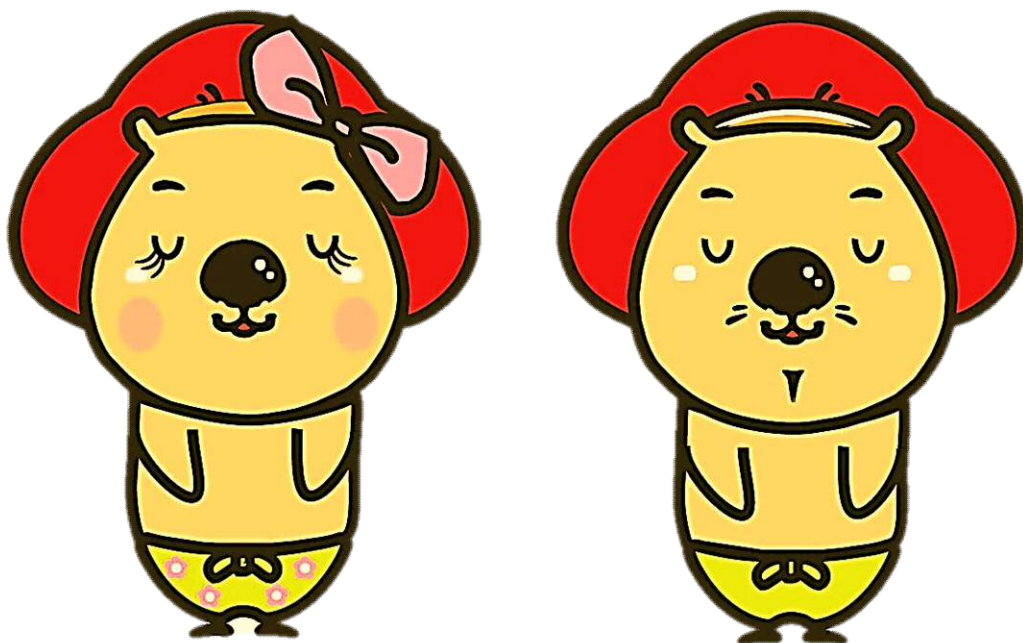
用語	解説	記載ページ
都市再生整備計画	地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくため、まちづくりに必要となる各種事業を幅広く実施する総合的な計画のことで。	13、14
豊能地区広域観光推進協議会	地域の特性を生かした広域観光圏の実現を図るため、観光振興とその推進に資する事業を行い、北大阪地域の観光と関連産業の発展に寄与することを目的とした協議会のことで。 【会 員】能勢町、豊能町、豊中市、池田市 【賛助会員】池田市観光協会、能勢町観光協会、豊能町観光協会 【特別会員】大阪府、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会	20
豊能地区市長・町長連絡会議	豊能地域の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）が各市町共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市町間の連絡調整を図るとともに、豊能地域市町に関連する事業の調整や共同化などを推進し、住民の福祉を増進することを目的とした会議のことで。	20
<b>な行</b>		
内部情報系システム	自治体における内部情報系とは、庁内ネットワーク全般のことで。	23
任期付短時間勤務職員	原則3年の任期を定め、住民サービスの提供時間の拡大や充実、部分休業等を取引する職員の代替にあたる職員のことで。	16
<b>は行</b>		
働き方改革	「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面する中で、生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持つようにすることを旨とするための取組のことをいいます。	1、4
パブリックコメント手続	行政の施策に関する基本的な計画の策定など、基本方針を定める条例や規制関連の条例の制定などにあたり、計画の策定前、条例議案の議会への提出前などにその案を公表して住民などから広く意見を募集し、かつ、寄せられた意見に対する行政の考え方を公表して案の修正を含めた検討を行う一連の手続のことを指し、「意見公募手続」ともいいます。本市では「池田市みんなで作るまちの基本条例」や「池田市パブリックコメント手続要綱」に基づき実施しています。	10
原田処理場	大阪府と兵庫県が管理し、6市2町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・伊丹市・川西市・宝塚市・猪名川町）における各市町の一部もしくは全て）の下水を集約処理して猪名川に排水している施設のことで。（本市では五月山より北、箕面川より南の地域の下水を処理し、それ以外の地域の下水は池田市下水処理場で処理しています）	14、15
ふくまる教志塾	本市で小・中・義務教育学校の教員になりたいという意欲と情熱をもった学生及び社会人に対して、教員として必要とされる資質や基礎的な指導力の育成を図る講座のことで。	7、23
普通会計	一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことで。	3



用語	解説	記載ページ
法定外公共物	里道、水路、池沼、農業用水路などのように道路法や河川法が適用されない公共物のことです。 対して、道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を「法定公共物」といいます。	18
北摂市長会	豊能・三島地域の7市（池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市）が各市共通の問題やその他重要な事項について協議し、構成各市間の連絡調整を図り、市政の運営に資することを目的とした会議の事です。	20
母子健康管理システム	母子保健事業で毎月実施している、事業実績（4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査など）を入力したデータを管理するシステムの事です。	22
保活	子どもを保育園等に入れるために保護者が行う活動の事です。	12、22
ま行		
まちづくり出前講座	市民などを対象に、本市の制度や計画、事業などを説明する講座の事です。 10人以上の市内在住・通勤・通学者で構成される団体の求めで開催でき、講座における分野の担当部署職員が講師を務めています。	8
ら行		
立地適正化計画	人口減少、少子高齢化が予想される中、都市全体の持続性を高めるため、居住機能や商業・医療・福祉・子育て・公共交通などのさまざまな都市機能を誘導していく計画の事です。	13
臨時財源補てん	財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものを歳出にあてることです。 本計画では、財政調整基金から取り崩した額と固定資産（土地、建物）の売却による歳入のうち特定の用途を持たないものは、一時的なものであり、本質的な収支改善につながるものではないと判断し、目標達成度を計るにあたっては、上記2項目を除くこととします。	1、4
類似団体	人口と産業構造に基づく一般市（原則人口5万以上、20万未満の市）の分類において、本市と同じグループ（Ⅲ-3）に属する市の事です。箕面市、守口市、沖縄市、小樽市などがあります。	3
A～Z		
AI	アーティフィシヤル・インテリジェンスの略称で、人工知能とも呼びます。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心として行うものです。	11、12、22
e-lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」で、「lkeda_s」の電子版の事です。	7、24
ESCO事業	エネルギー・サービス・カンパニー事業の略称で、顧客の光熱水費削減に必要な投資の全てまたは一部を事業者が負担して経費削減を実施し、これにより実現した経費削減実績から一部を報酬として受け取る事業です。	14

用語	解説	記載ページ
GIS	地理情報の高度利用を図るため、デジタル化されたさまざまな地理データと統計・台帳データ、画像データなどを電子的に統合したシステムのことで。	22
lkeda_s	全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として成長や発達を記録できる「生涯手帳」のことで。	7、24
LINE Pay	電子決済サービス的一种で、店頭・インターネットでの決済に加え、払込票に印刷されたバーコードやQRコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、支払を行うアプリのことで。主に、事前にアプリ上で入金を行い、その資金で決済をします。	16
PayB	電子決済サービス的一种で、払込票に印刷されたバーコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、事前に登録した銀行口座から支払いを行うアプリのことで。	16
PayPay	電子決済サービス的一种で、店頭・インターネットでの決済に加え、払込票に印刷されたバーコードやQRコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み込み、支払を行うアプリのことで。主に、事前にアプリ上で入金を行い、その資金で決済をします。	16
RPA	ロボティック・プロセス・オートメーションの略称です。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもので、人間が同じ作業を行う場合と比べてコストやミスの削減が期待されます。	11、22
SMS	ショート・メッセージ・サービスの略称です。携帯電話などで、比較的少ない文字数の文章を送受信できるサービスのことで。	16
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場や、趣味や共通の関心事例などであらたなつながりを構築する場を提供するサービスのことで。FacebookやTwitterが代表例です。	7、8、 23、24





令和3年3月 発行  
池田市行財政改革推進プランⅢ  
令和2年度 中間報告  
発行 池田市  
編集 池田市総合政策部行財政改革推進課  
〒563-8666  
大阪府池田市城南1丁目1番1号  
TEL : 072-754-7003 (直通)  
HP : <https://www.city.ikeda.osaka.jp/>  
E-mail : gyokaku@city.ikeda.osaka.jp